

静 情 審 第 3 3 号
令和 6 年 12 月 27 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 5 年 1 月 13 日 付け教総第 258 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

教員の出勤簿兼勤務時間管理簿の部分開示決定に対する審査請求（諮問第 250 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定については、別記3の表中「審査会の判断」欄に「開示」と記載された部分を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年9月29日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月30日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和4年10月12日、実施機関は、文書の特定、開示決定等に相当の日数を要するとのことから、開示決定等期間延長決定を行った。
- (3) 令和4年11月10日、実施機関は、本件開示請求に対し、別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 令和4年11月14日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消すことを求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求時に教諭の氏名を特定しているため、「特定の個人を識別することができる」との理由で非開示箇所があることは失当である。
- (2) 「個人の権利利益を害するおそれがある」との理由で非開示決定を行うことは条例違反である。条例第7条第2号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情報から除外するとしている。勤務状況は職務遂行に関する最も基本的な情報の一つで、非開示にする理由がない。
- (3) 勤務状況を開示しても、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがある場合など、当該公務員等個人の権利利益を不当に害することもあり得ない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 職員番号は、各教職員に割り振られている番号であり、多種多様な手続に利用している個人情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの）であり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示とした。
- (2) 休暇取得時間は、休暇取得の時間が記載されている。それ自体が職務遂行の内容の情報ではなく、職務以外の私的な用事を含んだ個人の行動の特定に繋がるおそれがある情報（そのみをもって特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある）であることから非開示とした。
- (3) 在校時間は、校内での出勤から退勤までの時間が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (4) 校外の時間は、校外で勤務していた時間が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (5) 自己研鑽の時間は、自らの判断による専門性や教養を高めるための勉強や自主的な研究会への参加等に係る時間が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (6) その他業務外の時間は、所定勤務時間前後の食事や読書、職専免活動等の業務とはみなされない活動を行った時間が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (7) 在校等時間は、業務に従事した時間が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (8) 時間外は、割り振られた勤務時間以外に勤務していた時間が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (9) 超過区分は、時間外勤務をしていた理由の区分が記載されているが、休暇取得や病欠等の場合も空欄で表示される仕組みとなっており、職務以外の私的な用事や個人の健康状態等個人に関する情報（そのみをもって特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある）が明らかとなることに繋がりがかねず、個人の権利利益を害するおそれがあることから非開示とした。
- (10) 超勤4項目に従事した時間は、超過勤務4項目に従事した時間が記載されているが、欠勤等の場合は空欄で表示される仕組みとなっている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (11) 労働時間は、実際に労働していた時間が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (12) 備考は、職員個人の自由記述欄となっている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。

- (13) 時間外在校等時間は、当該月の時間外在校等時間の合計が記載されている。非開示とした理由は上記(2)と同様である。
- (14) 健康管理医の面談指導の希望は、面談指導の希望の有無が記載されており、それ自体が職務遂行の内容の情報ではなく、個人の健康状態等個人に関する情報（それのみをもって特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある）であることから非開示とした。

上記のとおり、「特定の個人が識別できる」が指すところとは、「氏名」に限らず、そこから付随する情報も含まれ、さらなる「特定の個人の識別」に繋がることから、上記理由により、条例第7条第2号に該当することから、本件処分を行ったことに不当性及び違法性はないことから、本件処分を維持する。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定の教諭に係る、令和4年4月から9月までの出勤簿兼勤務時間管理簿である。実施機関によると、本件対象公文書は静岡県教育委員会処務規程（平成30年3月27日）第7条に基づき、所属長が各教諭の勤務状況を管理することを目的として作成される文書であり、教諭一人ごとに毎月作成されるものである。本件対象公文書は、①「教諭氏名」、②「職員番号」、③「割り振られた勤務時間」、④「休暇取得時間」、⑤「在校時間」、⑥「校外の時間」、⑦「休憩時間」、⑧「自己研鑽の時間」、⑨「その他業務外の時間」、⑩「在校時間等」、⑪「時間外」、⑫「超過区分」、⑬「超勤4項目に従事した時間」、⑭「労働時間」、⑮「備考」、⑯「時間外在校等時間」及び⑰「健康管理医の面談指導の希望」の項目から構成されている。よって、本件対象公文書の全体が、条例第7条第2号に規定される個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。なお、本件決定ではこのうち①、③、⑦が開示されている。

(2) 公務員の個人情報について

条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めているが、その一方で、個人の権利利益を侵害せず、非開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優先するため開示すべきものをただし書により例外的に非開示情報から除くこととしている。

ただし書に規定される情報の一つである公務員等の職務遂行に係る情報は、半面、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等

の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除外するものである。

職務遂行の内容に係る情報については、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらないものとしている。

(3) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定を取り消すべきと主張していることから、実施機関が非開示とした箇所について、当審査会において本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、本件決定の妥当性について、以下審査する。

ア ⑤、⑥及び⑩から⑯までの項目について

これらの項目は、当該教諭が特定の日時に勤務していた事実を示すものであり、これらが職務遂行に係る情報に該当することは明らかである。実施機関は、それ自体が職務遂行の情報ではない旨主張するが、主張を裏付ける特段の事情は認められない。「備考」についても、実施機関によると教諭個人の自由記載欄であるとのことだが、本件対象公文書においては休日に勤務を行った事由が記載されており、職務遂行に係る情報が記載されているといえる。したがって、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、これらの項目を非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示するべきである。

イ ④、⑧及び⑨の項目について

これらの項目は、実施機関が弁明書で説明している内容からは、一見すると職務外の個人の活動等に関する情報であるが、最高裁判所は平成15年11月21日第2小法廷判決において、公務員が職務に従事しなかったことそれ自体は、職務遂行に関する情報としての側面があり、職務に従事しなかった理由が明らかにならなければ私事に関する情報を開示することにはならないとしている。

本件においても、各項目への対象となる時間のみが記載され、その内容や理由等が直ちに明らかになるものではないことから、これら情報を開示しても私事に関する情報を開示することになるとは認められない。したがって、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、これらの項目を非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示するべきである。

ウ ②及び⑰の項目について

「職員番号」は、各教諭に個別に付与されるものであり、人事管理、給与支給等の内部管理事務において、職員（教諭）の特定、識別を行うものとして用いられているものであり、当該教諭の職務遂行と直接の関連性を有する情報とは認められない。「健康管理医の面談指導の希望」は、健康管理に係る当該教諭の個人の意向を示すものであり、当該教諭の職務遂行に係る情報とはいえない。

い。また、いずれも条例第7条第2号ただし書ア、イの該当性は認められないことから、これらの項目を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容（審査請求の対象である開示請求）

9月22日付で懲戒免職処分となった特定校教諭について、教諭の今年度の出勤状況が分かる資料

別記 2 本件対象公文書

出勤簿兼勤務時間管理簿（令和4年4月～9月）

別記 3 本件対象公文書に記載された項目ごとの実施機関の決定及び審査会の判断

記載された項目	実施機関の決定	審査会の判断
①「教諭氏名」	開示	-
②「職員番号」	非開示	非開示
③「割り振られた勤務時間」	開示	-
④「休暇取得時間」	非開示	開示
⑤「在校時間」		
⑥「校外の時間」		
⑦「休憩時間」	開示	-
⑧「自己研鑽の時間」	非開示	開示
⑨「その他業務外の時間」		
⑩「在校時間等」		
⑪「時間外」		
⑫「超過区分」		
⑬「超勤4項目に従事した時間」		
⑭「労働時間」		
⑮「備考」		
⑯「時間外在校等時間」		
⑰「健康管理医の面談指導の希望」		

別記 4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和5年 1月 16日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和6年 10月 17日	審議	第381回
令和6年 11月 19日	審議	第382回
令和6年 12月 24日	審議、答申	第383回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 381 回～第 383 回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第 382 回、第 383 回
久 保 田 誠 実	弁護士	第 381 回、第 383 回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第 381 回～第 383 回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第 381 回～第 383 回
森 下 文 雄	弁護士	第 381 回～第 383 回